

# 千葉県立松戸向陽高等学校同窓会会則

## 第 一 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、千葉県立松戸向陽高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を千葉県立松戸向陽高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と啓発に寄与する事業
- (2) 母校への協力
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び特別会員とする。

- (1) 正会員 千葉県立松戸秋山高等学校、千葉県立松戸矢切高等学校並びに千葉県立松戸向陽高等学校卒業生及び同校に在籍したことがあり、理事会の承認を得た者
- (2) 特別会員 前号の現職員及び旧職員

(連絡協議会)

第6条 本会は、会の円滑な運営を取り行うため、学科単位に連絡協議会を設けることができる。

## 第 二 章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 書記 2名 (うち1名学校職員)
- (4) 会計 2名 (うち1名学校職員) (5) 会計監査 2名 (6) 理事 若干名
- (7) 常任幹事 (各卒業年度1名) 及びクラス幹事 (各卒業年度クラス2名)

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、会計監査は、正会員の中から、総会において選出する。
- (2) 副会長、書記、会計は、正会員の中から会長が推薦し、総会の承認をうける。  
ただし、書記の1名及び会計の1名は特別会員とし、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、特別会員から会長が委嘱する。
- (4) 常任幹事及びクラス幹事は、卒業年度毎に選出し、会長が委嘱する。常任幹事は、クラス幹事の中から互選によって選出する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、庶務を担当する。
- (4) 会計は、会計を担当し、総会において決算報告をする。
- (5) 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (6) 理事は、本会と学校との連絡・調整にあたる。
- (7) 常任幹事は、卒業学年の代表として、正会員の連絡にあたる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

### 第 三 章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、最高議決機関で、毎年1回、原則として千葉県立松戸向陽高等学校文化祭2日目の午前10時に開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を行う。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 役員の選出及び承認
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査及び理事により構成され、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、次の事項を行う。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員に関する事項
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他、総会に付議する事項
- (6) 細則の制定及び改廃
- (7) その他、必要と認められた事項

(議決)

第 15 条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

## 第 四 章 会 計

(費用)

第 16 条 本会の経費は、入会金、寄付、その他の収入をもってあてる。

(入会金)

第 17 条 正会員の入会金は、5,000 円とし、卒業時に全額を納入する。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算の暫定的執行)

第 19 条 会長は、必要に応じて会計年度の始期から総会開催までの期間に係る次に掲げる収入又は支出について暫定的に執行することができる。

(1) 総会開催前に経費を収入しようとするとき。

(2) 総会開催前に経常的経費を支出しようとするとき。

2 前項の規定による収入又は支出は、当該会計年度の予算が成立したとき、これを当該会計年度の予算に基づく収入又は支出とみなす。

## 第 五 章 雑 則

(細則)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は細則で定める。

2 細則は、理事会にはかり会長が定める。

## 附則

(施行時期)

1 この会則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(旧同窓会の廃止)

2 千葉県立松戸秋山高等学校同窓会、千葉県立松戸矢切高等学校同窓会は廃止する。